

あきる野市生物多様性保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、あきる野市生物多様性保全条例（平成29年あきる野市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(公聴会)

第3条 市長は、条例第8条第5項又は第14条第5項の規定により公聴会を開催しようとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を告示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認める者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 公聴会は、市長又はその指名する者が議長として主宰する。

3 公聴会においては、議長は、まず公述人のうち条例第8条第4項又は第14条第4項の意見書を提出した者その他意見を聴こうとする案件に対し異議を有する者に異議の内容及び理由を陳述させなければならない。

4 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。

5 議長は、特に必要があると認めるときは、公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

6 公述人及び発言を許された者の発言は、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

7 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動をしたときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

8 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な発言をした者を退去させることができる。

9 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成しなければならない。

(捕獲等の禁止の適用除外)

第4条 条例第9条第1項第4号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

(1) 人の生命又は身体の保護のために必要であること。

(2) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の3若しくは第38条又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの

イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

(やむを得ない事由により行った捕獲等の届出)

第5条 条例第9条第2項の規定による届出は、あきる野市希少野生動植物種緊急時捕獲等届出書（様式第1号）により行うものとする。

(捕獲等又は譲渡し等の目的)

第6条 条例第10条第1項及び第12条第1項の規則で定める目的は、学術研究、繁殖、教育、普及啓発又は指定種の個体の生息等の状況の調査その他指定種の保護に資すると認められる目的とする。

(捕獲等の許可申請)

第7条 条例第10条第1項の許可を受けようとする者は、あきる野市希少野生動植物種捕獲等許可申請書(様式第2号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(捕獲等の許可等の通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、許可するときはあきる野市希少野生動植物種捕獲等許可通知書(様式第3号)により、許可しないときはあきる野市希少野生動植物種捕獲等却下通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(譲渡し等の許可申請)

第9条 条例第12条第1項の許可を受けようとする者は、あきる野市希少野生動植物種譲渡し等許可申請書(様式第5号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(譲渡し等の許可等の通知)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、許可するときはあきる野市希少野生動植物種譲渡し等許可通知書(様式第6号)により、許可しないときはあきる野市希少野生動植物種譲渡し等却下通知書(様式第7号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(土地の関係者)

第11条 条例第13条第1項の規則で定める関係者は、次に掲げる者とする。

- (1) 土地の所有者及びその代理人
- (2) 土地の占有者(正当な占有権を有する者に限る。)及びその代理人
- (3) その他市長が土地の保全を図るために必要と認める者

(保護区域における行為の許可申請)

第12条 条例第15条第1項の許可を受けようとする者は、あきる野市希少野生動植物種保護区域内行為許可申請書(様式第8号)に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(保護区域における行為の許可等の通知)

第13条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合において、その内容を審査し、許可するときはあきる野市希少野生動植物種保護区域内行為許可通知書(様式第9号)により、許可しないときはあきる野市希少野生動植物種保護区域内行為却下通知書(様式第10号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(非常災害のために必要な応急措置として行った行為の届出)

第14条 条例第15条第4項の規定による届出は、あきる野市希少野生動植物種保護区域内緊急時行為届出書(様式第11号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第15条 市長は、条例第20条の規定による許可の取消しをしたときは、あきる野市希少野生動植物種捕獲等・譲渡し等許可取消通知書(様式第12号)又はあきる野市希少野生

動植物種保護区域内行為許可取消通知書（様式第 1 3 号）により当該許可を取り消された者に通知するものとする。

（標識の設置）

第 1 6 条 市長は、指定種又は保護区域を指定したときは、あきる野市希少野生動植物種指定標識（様式第 1 4 号）又はあきる野市希少野生動植物種保護区域指定標識（様式第 1 5 号）を設置することができる。

（身分証明書）

第 1 7 条 条例第 2 2 条第 3 項の証明書は、身分証明書（様式第 1 6 号）によるものとする。

（委任）

第 1 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。